



境界あれこれ

14

～ いじめ・いじりと冗談の境界 ～

かうんせりんぐるうむ かかし

河岸由里子

<はじめに>

子どもたちの世界では、いじめの問題は大きく取り上げられてきた。いじめが原因で自殺した子どもが出たことも大きなきっかけだろう。我々臨床心理士は、いじめの第三者委員会などに入り、いじめの問題に携わってきた。

子どもからの訴えがあった時に、それが事実なのか、被害者の日ごろの様子、育ち、加害者の日ごろの様子、育ち、周りの子ども達の見撃情報や受け止め方、先生方の対応など、よくよく調査しなければ、いじめなのか、ふざけなのか、いじり

なのか、被害者と言われている子の狂言なのか判断できない。

今回はこの件について考えてみたい。

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児

児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめの定義は少しずつ変化してきた。いじめ防止対策推進法（平成25年6月21日成立。9月28日施行。）が出来てから、いじめの防止等のための基本的な方針の策定が10月に行われ、各都道府県教育委員会等へ通知している。そして、今までは発生件数のみで統計を取っていたが、18年度からは認知件数をとるようになった。

2013年から2015年の国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターによるいじめ追跡調査では、小中学生時代の9年間で「仲間外れ、無視、陰口」について「された経験がある」及び「した経験がある」が9割。つまり、いじめは小中学校でどの子も被害者になりうるし、どの子も加害者側に回る可能性のある問題なのである。

いじめの認知件数（認知した学校数）を見てみると、小学校で62%、中学校で71.9%、高校が50.5%、特別支援学校で15.4%となっている。区分で見ると、小中では国立>公立>私立の順になっており、高校と特別支援学校では公立>国立>私立となっている。

また、認知している学校での認知件数は年間平均9.6件である。

都道府県別で考えてみると、一番多いのが京都府、次いで宮城県、山形県宮崎県と続く。100

0人当たりの認知件数は（27年度）京都府が90.6件、宮城県が70.8件、山形県が48.4件、宮崎県が47.2件である。最少佐賀県で3.5件。

この大きな差は、いじめを積極的に認知するよう通達を出したかどうかが大きく影響している。京都府ではそうした通達を出したのである。

さて、いじめについての認知件数が低い要因の一つに教職員がどのように対応したかということも関係している。教職員が周りの人に相談できず、抱え込んでしまったら、認知件数として表出されない。教職員は、こうした被援助志向性が強く、これがまた、教職員を追い込む。熱心な教諭ほどその傾向は強い。

何のために、法律を制定したかということ、こうした抱え込みを防ぐためともいえる。

いじめの問題に対し、組織的な対応を行うなどもしてきたが、その後も自殺事案が続き、改定の必要性が感じられ、以下の通り改定された。

1. いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2. いじめ防止基本方針

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付けることを規定

3. 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有
教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

4. いじめの未然防止・早期発見

○道徳教育の充実について明記

⇒児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。

5. いじめへの対処

○いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていない現状（いじめ認知件数全体の約89%が「解消」とされている）を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6. 法の理解増進等

○保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ることを明記

○国立及び私立の学校への支援として、教育委員会との連携について明記。

<いじめの防止>

○学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十

分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。(参考:「いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定」文科省初等中等教育局児童生徒課専門官 山本 悟より抜粋)

<平成 26 年度統計より>

小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は188,057件であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は13.7件である。

- ① いじめの認知件数は、小学校 122,721 件 (前年度 118,748 件)、中学校 52,969 件 (前年度 55,248 件)、高等学校 11,404 件 (前年度 11,039 件)、特別支援学校 963 件 (前年度 768 件) の合計 188,057 件 (前年度 185,803 件)。
- ② いじめを認知した学校数は 21,641 校 (前年度 20,004 校)、全学校数に占める割合は 56.5% (前年度 51.8%)。
- ③ いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合は 88.7% (前年 88.1%)。
- ④ いじめの発見のきっかけは、
 - ・「アンケート調査など学校の取組により発見」は 50.9% (前年度 52.3%) で最も多い。
 - ・「本人からの訴え」は 17.3% (前年 16.8%)。
 - ・「学級担任が発見」は 12.1% (前年度 12.8%)。

- ⑤ いじめられた児童生徒の相談の状況は「学級担任に相談」が 73.6% (前年度 72.8%) で最も多い。
- ⑥ いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめは 7,898 件 (前年度 8,788 件) で、いじめの認知件数に占める割合は 4.2% (前年度 4.7%)。
- ⑦ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について、
 - ・「アンケート調査の実施」は、いじめを認知した学校で 98.8% (前年度 97.9%)、いじめを認知していない学校で 94.3% (前年度 92.8%) の合計 96.9% (前年度 95.5%)。
 - ・「個別面談の実施」は、いじめを認知した学校で 87.7% (前年度 85.4%)、いじめを認知していない学校で 85.3% (前年度 81.2%) の合計 86.7% (前年度 83.4%)。
 - ・「個人ノート等」では、いじめを認知した学校で 55.6% (前年度 54.9%)、いじめを認知していない学校で 51.4% (前年度 51.8%) の合計 53.8% (前年度 53.4%)。
- ⑧ いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)第 28 条第 1 項に規定する重大事態の発生件数は 156 件 (前年度 179 件)。
- ⑨ 地方自治体における「地方いじめ防止基本方針」の策定並びに「いじめ問題対策連絡協議会」及び附属機関等の設置状況について
 - ・法第 12 条に規定する地方いじめ防止基本方針については、都道府県の 97.9% (前年度 74.5%)、市町村の 63.0% (前年度 23.7%) が策定済み。
 - ・法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会については、都道府県の 97.9%

(前年度 68.1%)、市町村の 51.1% (前年度 17.5%) が設置済み。

- 条例により重大事態の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数について、教育委員会の附属機関は、都道府県の 70.2% (前年度 42.6%)、市町村の 34.3% (前年度 6.5%) が設置済みであり、地方公共団体の長の附属機関は、都道府県の 80.9% (前年度 46.8%)、市町村の 25.6% (前年度 4.1%) が設置済み。

< 「いじり」「からかい」そして「いじめ」 >

この様に学校におけるいじめについては、対応が提案され、検討され、各学校でもそれらを実践すべく動いている。もちろん学校によってその差は大きい。スクールカウンセリングをしていると、いまだに、いじめの話を聴かないことはない。発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめは相変わらずである。教職員が個々の児童生徒の障害特性を理解することが必須だが、そこがまだ難しい。困ると笑ってしまう発達障害のお子さんかいても、笑っていると「遊んでいる」、「楽しんでいる」と思われてしまうし、「思い過ごしだ」とか「細かすぎる」とか言われてしまうこともある。「過敏だから辛い」のだが、中々通じない。

子どもたちの世界だけではなく、大人の世界でも同様のことが起きている。パワハラとか、アカハラとか、ハラスメントは沢山あるが、それは結局「いじめ」である。

少し前に、子どもたちの間で起こるいじめを防止する役目である教師同士がいじめを行い、報道された。加害者は「からかい」「可愛がっていた」などと言っているようだが、被害者にとっては明らか「いじめ」であり、苦痛以外の何物でもなかった。結局被害者は仕事を休むことにまでなってしまった。こんなことを教師がしていて、子どもたちに「いじめはいけない」とどの口が言えるの

か？その後も教師自体が子どもに対していじめるケースまで見られた。態度が悪かったから、言うことを聞かなかったからと、立たせたままにしたり、みんなの前で馬鹿にしたり。こうした仕打ちを受けた子どもたちが大人になって筆者の相談室に来て、小学校時代の先生への恨みを語るのである。大学生に小学校時代のことを書かせてみたら、先生に自分は何もしていないのにすべて悪者にされたと書いていた学生もいた。

いじめは、子どもであろうと大人であろうと誰にとっても嫌なものである。それが長い期間続くとしたら、それは地獄である。もちろんいじめられるのは最悪だが、いじめを見聞きするのも嫌なものである。一緒になってはやし立てている周りの子どもたちは、別にやりたくてやっているわけではない子の方が多い。自分に火の粉が掛からないようにと同調したり、見て見ぬふりをしたりする。こうした子がいなくなれば、いじめは減るだろうが、強いものがいれば、大人の世界でも強いものに引っ張られるのだから、子どもたちにそれを要求するのも酷な話ではないだろうか。それに、どんなことが嫌かというのも人によって受け止め方が違うだろう。

例えば「あほ」と言われるのと「バカ」と言われるのとでは、不愉快になる人は違うかも知れない。悪口一つとっても、受け止め方によってそれが悪口になったり冗談になったりする。

「いじり」や「からかい」も、やっている方は「いじめ」とは思っていない。悪口を言わなくても、ジェスチャーやちょっとした表情などでも、「からかい」などは起こる。

以前マクドナルドの広告動画で、ピエロが「ランランルー」とポーズをするものがあった。これが子どもたちの間で流行り、ネットを通じて「死ね死ね消えろ」という意味だと広がった。ランランルーという言葉を使うのではなく、そのポーズをして見せるといういじめが広がったのである。意味が解らない者にとっては、一体そのポーズの何がダメなのかとなる。教師が見ていない際にも

起こっていた。その時子どもたちから聞いて、先生に聞いてみたら、先生は全く知らなかった。

普段悪口として使われていない「可愛い」という言葉ですらも、場合によっては「からかい」と同様になる。馬鹿にされていると感じるのだという。では一体、何を基準に、どこに気をつけて言葉を使えばよいのだろうか？

「からかい」や「いじり」がそのまま成立するのは、その人間関係がお互いに対等な関係であることが大前提であろう。双方のやり取りの中で「からかい」や「いじり」にあたる言葉や行為があっても、互いにそれが「からかい」や「いじり」であると理解し、そのことで特段一方が傷ついたり、嫌な気持ちになったりしないということが必要である。

対等な人間関係にない時に、一方が「からかい」や「いじり」だと思って、何かの言動を行った場合は、相手の受け止め方でそれが「いじめ」に当たることもあり得る。さらに、相手は不快に思ってもそれを表現でいない場合がある。従って、上野立場の人間は、相手の表面的な反応以上に、自分の言動の及ぼす影響を事前に創造し、配慮する能力が必要になる。

子どもたちはその年齢によって、又個々に発達レベルも異なる。子ども同士では、一方は「いじ

めじゃない！」と言うだろうし、もう一方は「いじめだ！」というだろう。子どものいじめについては、大人が介入する必要があるだろう。子どもたちだけで判断することは難しい。但し、子どもたちの意見を聞くことは必要である。何が、どんなことがあって、彼らがどのように受け止めているか、見ているか、感じているかを語ってもらうことは、今後の彼らのいじめに対する感覚を育てることにもなるだろう。

そして、何よりも大事なことは、大人がしっかりと良い見本を見せて行くことだと思う。しかし、テレビドラマや事件や様々な大人の振る舞いが、子どもたちに悪い見本をたくさん提供している。

もし、「いじめ」・「いじり」・「からかい」や「ほんの冗談」に境界があるのなら、その境界を成すものは、きっと、そういったことを仕掛ける側に相手の気持ちを思いやる余裕があるか否かなのではないかと思う。ほんのちょっと考えることが出来れば、きっと「いじり」や「からかい」は減るだろうし、この「いじり」や「からかい」が対等でない関係間で起きていれば、これはいずれ「いじめ」となるだろう。「いじめ」をこの世からなくすことは難しいかもしれないが、減らすために、我々大人がすべきこと、出来ることはまだまだあるのではと思う。